

彙報

二〇一九年度前期東洋学講座講演要旨

〔中国法制史料読解入門〕

第五七二回 六月一〇日(月)

中国歴史公文書読解入門

——『中国近世法制史料読解

ハンドブック』出版に寄せて

東洋文庫研究員 山本 英史
慶應義塾大学名誉教授

公益財団法人東洋文庫研究部東アジア研究部門「宋以後の法令分析を通じた中国前近代社会の構造解明」研究班の研究活動成果として、『中国近世法制史料読解ハンドブック』を二〇一九年三月に刊行した。

本書は中国近世法制史料を読解するための手引書であり、九名の執筆者がそれぞれの専門分野に即した史料をもとにその読解の技術を具体的に伝えるものである。名もなき民衆が在地で起こした事件を詳細に報じた上奏文、原告・被告の心の内部にまで踏み込んで出した判決文、法制定に至った経緯を明らかにした条例とその解説書、互いの利害のせ

めぎあいの所産である契約文書などの法制史料にはその具体的な在り方が満載されており、これらを紐解くことは、近世のみならず現代の中国社会を理解するためにも有効な糸口になる。

本講演では、このうち檔案と呼ばれる歴史公文書を取り上げた。檔案とは政府機関が政務運営のために発行し、保管してきた文書で、厳密に言えば法制史料ではないが、行政一般に関わり、その内容については法制史関係をも包括する一次史料としての意味がある。その代表が『内閣大庫檔案』である。

『内閣大庫檔案』は詔書や諭旨、上奏、皇帝の日常言行録など、清朝の集権行政において実際に作成された書類として紫禁城内の内閣大庫という巨大な倉庫に代々保管され、政務の参考に供してきたおびただしい数の文書群である。民国初期においてはその史料の価値があまり認められていなかったが、紫禁城が「故宮博物院」と名を変えると、辦理清室善後委員会が組織され、宮廷文物とともに故宮博物院所蔵の文書としてようやく管理・整理・分類に着手された。だが、その後、日中戦争と国共内戦の戦乱の中で作業は再び中断され、文書も疎開という受難の歴史を経て各地を転々とした結果、北京と台北に分割保管されるに至った。現在、北京の檔案はそのほとんどが中国第一歴史檔案館に、

台北の檔案は主に中央研究院歷史語言研究所と故宮博物院文獻館に収蔵されている。

ところで、以上に述べた檔案は、そのほとんどが皇帝を含めた中央政府の各官庁が作成した文書や地方大臣の中央政府への報告書、さらには皇族関係書類などからなり、かりにこれらを中央檔案と呼ぶとすれば、それに対して地方行政の末端機関でやり取りされた徴税、裁判、治安・警察などに関する文書、すなわち地方檔案なるものもわずかながら現存する。それには今世紀になって新たに脚光を浴びるようになったものも少なくない。地方檔案は中央檔案に比べて現存するものの絶対数が質量ともに決定的に少ないが、中央檔案では望みえないミクロな地域社会の実態を描き出す記事が多く含まれ、地方の実情に即した詳細な情報を提供している点でより優れた史料価値がある。

ここでは、これらの檔案史料の中から法制史関係を中心として《内閣大庫檔案》の一つである《刑科題本》を、地方檔案を代表して《太湖庁檔案》をそれぞれ取り上げて具体的な読解を試みた。

《刑科題本》とは内外高官の皇帝への政務報告文書(題本)のうち刑部、すなわち刑律や獄訟といった司法行政を担当する部局の管轄内容に関わるものをいう。全国で発生した刑事事件のうち殺人事件の徒刑、流刑、充軍、発遣は

刑部に、死刑は皇帝に最終決定権があった。そのため、死刑相当の案件の多くは詳しい経過報告が皇帝に上奏された。つまり《刑科題本》の大半は、その過程で作成された殺人事件審議録ということになる。たまたま人が殺されたことで、末端の地方で起こった殺人事件の経緯とその背景、証人たちの供述が詳細に記録されたため、《刑科題本》は法制史のみならず社会史の史料として貴重な情報を提供している。

ここでは、そのうちの一つである尹繼善等「謹題為謀死男命事」(乾隆三年(一七三八)四月二三日)を取り上げて紹介するとともに、具体的な読解を試みた。

《太湖庁檔案》と称する地方檔案は、江蘇省蘇州府所属の散庁の一つである太湖庁の行政文書である。現存する文書は日本の国立国会図書館と中国の南京博物院に分蔵されている。

ここでは国立国会図書館蔵の《太湖庁檔案》の一つ、「夏國祥呈控芮茂興挾仇毆傷胞姪夏阿和等情一案・呈狀」(光緒元年(一八七五)六月二一日)を取り上げて紹介するとともに、具体的な読解を試みた。

共に、題本や訴状というそれぞれの檔案特有の書式が描き出した刑事事件の情景を、「史料読解」という方法を通して微細に再現するよう努めた。